

## 平成23年度の改善評価事項に対する対応について

平成25年9月26日

金沢大学では、動物実験委員会において平成23年度の本学における動物実験等の実施状況などについて研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（文部科学省告示第七十一号。以下「基本指針」という）と適合しているかについて点検・評価を行いました。

その結果浮かび上がった主な課題とその改善の方針に対して、平成24年度に以下のとおり対応致しました。改善の必要のあった項目のみ掲載させていただいております。

### 【I. 規程及び体制等の整備状況】

#### 4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。各実験が、安全に実施されているかどうかを確認する。

防災マニュアルの整備について、一部の飼養保管施設では作成済みであるが、全ての飼養保管施設においては必ずしも進んでいないため、今後、各施設の実験動物管理者へ作成を求めることとする。

ジェチルエーテル等の爆発性吸入麻酔薬の使用について、特に安楽死処置における使用の制限・非爆発性麻酔薬への切替等の啓蒙活動が必要である。

#### 【点検評価を受けてとった対応】

●平成25年2月5日付け動物実験委員会委員長通知「飼養保管施設の地震に対する防災マニュアルの作成について（通知）」で各施設の実験動物管理者に対し防災マニュアルの作成を依頼し、全ての飼養保管施設で整備された。

●研究推進課 HP に掲載されている「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」に「非爆発性吸入麻酔薬等の投与」とあることを留意願う旨追記した。

### II. 実施状況

#### 2. 動物実験の実施状況

概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。

動物実験計画の申請及び結果の報告について、提出期限の明確化や部局長への督促体制の整備により、体制の強化は図られているが、一部期限を過ぎた書類提出が散見されるため、部局長への督促後も提出がないものに対しては、実験責任者の申請資格の停止を含めて検討する。

**【点検評価を受けてとった対応】**

●平成24年11月21日付けで「動物実験計画の申請及び実施結果の報告要領」を改定し、「提出期限まで(再提出を求められた場合においては通知から2週間以内)に継続計画書あるいは実施報告書が提出されない場合は、速やかに研究室主宰者に動物実験計画現況報告書(様式15)の提出を求める。この場合において当該実験責任者は、本学動物実験基礎講習を再度受講するまで、新たな動物実験計画を申請することはできない。」と申請資格停止を盛り込んだ。

3. 安全管理を要する動物実験の実施状況について

概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。

各実験は必要要件を満たす施設等で実施されており、事故報告もないが、実際に安全に実施されているかどうか判断できないため、各実験が安全に実施されているかどうかを取りまとめたものを対象資料に加える。

ジエチルエーテル等の爆発性吸入麻酔薬の使用について、特に安楽死処置における使用の制限・非爆発性麻酔薬への切替等の啓蒙活動が必要である。

**【点検評価を受けてとった対応】**

●平成24年11月に「動物実験計画書」(継続申請用様式3-A,3-B)及び「動物実験報告書」(様式11)を一部改定し「事故の有無」欄を追加し、様式の整備を行った。